

子どもの性被害予防のための取組支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、子どもの性被害予防のために重要な性や人権に対する理解を深めることを目的に保護者や親子のグループ、地域住民、児童養護施設等が開催する性教育、人権教育、情報モラル教育に係る研修会等の取組に要する経費に対し、予算の範囲内で長野県青少年育成県民会議（以下「県民会議」という。）がその経費の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の者とする。

- (1) 概ね 10 名以上の保護者、親子又は地域住民で構成するグループ又は団体
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 に規定する児童自立生活援助事業、第 37 条に規定する乳児院、第 41 条に規定する児童養護施設、第 42 条に規定する障害児入所施設又は第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設、第 44 条に規定する児童自立支援施設（以下「児童養護施設等」という。）

(補助対象事業)

第3 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、交付対象者が開催する次の事業とする。

- (1) 性教育に関する研修事業
 - (2) 子どもを性被害から守るための人権教育研修事業
 - (3) 情報モラル教育（インターネット・SNS の適正利用等）に関する研修事業
- 2 前項の規定にかかわらず次に掲げる事業は、補助対象事業としない。
- (1) 営利を目的とする事業
 - (2) 宗教上の教義を広め、儀礼行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業
 - (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
 - (4) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職にある者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とする事業
 - (5) 専ら趣味や娯楽を目的とする事業
 - (6) 公序良俗に反する事業
 - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。次号において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）の行う事業
 - (8) 構成員（役員等を含む。）のうちに暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるものの行う事業

(補助対象経費)

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する次の経費とする。

- (1) 講師に係る報償費及び旅費
- (2) 教材費
- (3) 会場使用料

(補助金の交付額)

第5 補助金の交付額は、補助対象経費に充てる寄付金その他の収入額を控除した額の

10分の10以内の額とし、1事業当たり25,000円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の条件)

第6 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとするときは、速やかに県民会議会長の承認を受けること。ただし、補助対象事業ごとに補助金の額に影響を及ぼさない軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに県民会議会長の承認を受けること。

(補助金の交付の申請)

第7 補助金の交付の申請をしようとする者は、子どもの性被害予防のための取組支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を事業実施日の15日前までに県民会議会長に提出しなければならない。

(補助対象事業の内容変更・中止(廃止)申請書)

第8 第6の規定による承認の申請は、子どもの性被害予防のための取組支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を県民会議会長に提出して行うものとする。

(実績報告及び補助金交付請求)

第9 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象経費の支出証拠書の写を添付して、子どもの性被害予防のための取組支援事業補助金実績報告書兼請求書(様式第3号)により補助事業等の成果を報告するとともに、補助金の請求を県民会議会長に行うものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、事業完了日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。